

# 各申請手続き方法

## 入会

入会希望者は所定の書類（入会申請書）に必要事項を明記の上、入会金及び3ヶ月分の会費を添え各支部長を経て会長へ提出する。

## 転出入

各支部長を経て所定の書類（転出転入届）に必要事項を明記の上、会長へ提出する。

## 住所等変更

日技会報「日本歯技」内の（諸変更届）に必要事項を明記の上、各支部長を経て会長へ提出する。

## 退会

各支部長を経て所定の書類（退会届）に必要事項を明記の上、会長へ提出する。

## 会費免除

- (1) 傷病で3ヶ月以上の療養または入院が必要な場合、申請書（診断書添付）を各支部長を経て会長へ提出する。  
(ただし、共済拠出金600円は納める)
- (2) 女子会員が出産ならびに育児に伴う事情のため本会支部長を通じ出産後3ヶ月以内に会費免除を申請したときは、理事会においてその会費を免除することができる。（ただし、共済拠出金は納める）期間は、2年とする。

## 高齢者会費免除

70歳以上で会在籍20年以上の者は、会長の日技への申請により翌年度より日技会費が免除となる。（ただし、共済拠出金は納める）

## 日技共済制度

死亡、廃疾、災害、長寿祝金、長寿会員の傷病見舞金、女子会員の出産祝金申請時は、支部長を経て会長に連絡し、必要事項（各証明書添付）を申請する。

## 日技厚生会（日技年金共済）

入会希望者は、各支部長を経て所定の書類に必要事項を明記の上、厚生会計へ提出する。

（1口二千円、最高6口まで任意加入制）

以上の各手続きをすみやかに報告しないと、トラブルの原因になりますので  
よろしく御願い致します。